北九州市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)第118条第 1項の規定に基づく都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定め るものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第118条第1項の規定による指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都市再 生推進法人指定申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) まちづくりの推進を図る活動の実績を示す書面
- (8) 推進法人として活動を予定する地域を示す図面その他の書類
- (9) 法第119条各号に掲げる業務(以下「業務」という。) に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定による提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。
 - (1) まちづくりの推進を目的とした活動を行う法人であること。
 - (2) 申請者又は申請者を構成する者に、北九州市内でまちづくりの推進を図る活動の実績があること。
 - (3) 北九州市内に事務所を有すること。
 - (4)業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制を有していること。
 - (5)業務を適正かつ確実に行うために必要な経済的基礎を有していること。
 - (6)業務を行うにあたって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
- 2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書(別記様式第2号)により当該申請者に通知し、法第118条第2項の規定により、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(暴力団の排除)

第4条 申請者は、前条第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、法第118条 第1項の規定による指定を受けることができない。

- (1)役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を 有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(変更の届出)

- 第5条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書(別記様式 第3号)により行うものとする。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示 するものとする。
- 3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議の上、都市再生推進 法人業務変更届出書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

- 第6条 推進法人は、当該事業年度の開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
- 2 推進法人は、当該事業年度の終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照 表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認める ときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと 認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずること ができる。

(指定の取消し)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。
- (1) 第5条第3項の変更の届出により、業務を行わなくなったとき。
- (2) 推進法人から第3条第1項の規定する指定の取消しの申し出があったとき。
- (3) 推進法人が解散等したとき。
- (4) 法第121条第3項の規定により、前条に規定する命令に従わないとき。
- (5) 第4条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

- 2 市長は、前項第4号及び第5号の規定により取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88 号)の規定により、聴聞を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により、その旨を公示するものとする。
- 4 第1項の規定により取り消された場合において、推進法人に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。